



島根県報

令和6年1月19日（金）

号外第6号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始（2件）	（ ” ）	4

告 示

島根県告示第43号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	掛合大東線	雲南市木次町宇谷74番1地先から同82番6地先まで	前	メートル 8.70～ 22.42	メートル 120.08	雲南県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	メートル 9.17～ 31.43	メートル 120.08		

島根県告示第44号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	皆井田江津線	邑智郡邑南町日貫1617番3地先から同1624番9地先まで	前	メートル 9.70～ 29.30	メートル 195.40	道路改良工事 拡幅
			後	22.75～ 67.35	195.40	
〃	〃	邑智郡邑南町日貫1639番4地先から同4066番2地先まで	前	13.70～ 27.50	170.40	道路改良工事 拡幅
			後	30.00～ 129.10	170.40	

島根県告示第45号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	斐川一畑大社線	出雲市小境町字鍋倉2215番49地先から同町字荒粕1108番1地先まで	メートル 96.43	令和6年 1月19日	出雲県土整備事務所	

島根県告示第46号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	掛合大東線	雲南市三刀屋町多久和677番2地先から同708番2地先まで	メートル 75.00	令和6年 1月19日	雲南県土整備事務所	